

令和7年度「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」改定業務 業務委託 企画提案仕様書

1. 業務名

沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ改定業務

2. 事業期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで

3. 事業目的

沖縄県は、SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））で掲げる目標達成に向け、エネルギーを取り巻く情勢が大きく変化している状況を踏まえながら、2021年3月に「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ～2050年度脱炭素社会の実現に向けて～」(以下、「イニシアティブ」という。)を策定した。

その後、2021年4月に国が2030年度の温室効果ガス削減目標を26%から46%に引き上げる方針を発表し、これを踏まえる形で同10月には「第6次エネルギー基本計画」において再エネ電源比率が36～38%に引き上げられたことから、イニシアティブにおいても、より高い数値目標を設定するため、2022年3月に改定を行った。

イニシアティブでは、2050年度の脱炭素社会の実現に向け、2030年度時点において達成すべき将来像を描くとともに、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）導入や省エネルギー（以下、「省エネ」という。）推進をはじめとするエネルギー対策に関する2030年度までのロードマップを提示している。

今般国は、新たに「GX2040ビジョン」及び「第7次エネルギー基本計画」を2025年2月に閣議決定したが、これらにおいては2040年に向けた政策の方向性が示されているところである。また、同時に公表された「2040年度におけるエネルギー需給の見通し」においては、2040年度の再エネ電源比率を4割～5割程度としている。

これを受けて、本県においてもエネルギーを取り巻く情勢の変化に対応し、2050年度の「エネルギーの脱炭素化」を実現するため、2030年度の目標に向けたこれまでの取組を総括すると共に、新たに2040年度の目標の設定等を行う必要があることから、イニシアティブの改定を行う。

4. 委託業務内容

(1) 検討委員会の設置・運営

イニシアティブの改定を行うため、検討委員会を設置する。

①委員会の構成メンバーは次のとおりとする。

沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ改定に係る検討委員会（案）

区分	人数想定
学識経験者	2名
技術有識者※	1～2名
エネルギー事業者	2～3名
事業者団体	1～2名
国	1名
県商工労働部	1名
県環境部	1名

企画提案者は提案書の中で、技術有識者の候補について1名以上提案すること。

技術有識者は、国の第7次エネルギー基本計画（案）等の要点を理解し、かつ、系統が繋がっておらず自然条件の制約がある本県のエネルギー事情についても理解がある方を提案すること。

②委員会の開催時期の想定は別添の日程案のとおりとし、

年度内に4回程度開催することとする。

③それぞれの委員会では以下の事項について議論を行うことを想定しているが、各委員会開催前に本県と委員会の内容について調整すること。

第1回

- 1) 「第7次エネルギー基本計画」の概要
- 2) これまでの進捗状況とその分析について
- 3) イニシアティブ改定の方向性について
- 4) 民間事業者ヒアリング1 － 民間事業者からの発表を想定

第2回

- 1) 2040年度の数値目標の検討
- 2) イニシアティブ改定の骨子案について
- 3) 民間事業者ヒアリング2 － 民間事業者からの発表を想定

第3回

- 1) アクションプランについて
- 2) パブリックコメント案について
- 3) 民間事業者ヒアリング3 － 民間事業者からの発表を想定

第4回

- 1) 改定案についての最終協議

④委員会の開催に伴う以下の事務作業について県と調整しながら対応を行うこと。

- ア 外部委員及びヒアリング発表者の謝金及び旅費（交通費）の支払い
- イ 日程調整（開催案内含む）
- ウ 会場手配（設営及び撤去含む）
- エ 会議資料の作成（会議後の議事要旨作成含む）
- オ 当日の資料説明及び質疑応答対応

（２）沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブのこれまでの取組の総括

イニシアティブの改定に先立ち、イニシアティブ策定から本年度にいたるまでの取組について総括を行う。以下の内容を想定している。

- ①数値目標の進捗状況と分析
- ②アクションプランのロードマップに記載した各取組の実施状況の総括
 - ア. 本県の取組
 - イ. 市町村の取組
 - ウ. 民間事業者等の取組
- ③イニシアティブ 3.4 「県内地域における取組」のアップデート
（②の内容を含むが、アクションプランによらない取組も含めて広く県内のエネルギーに関する取組を情報収集して更新すること）
- ④これらの内容をまとめて、第２回までの検討委員会で報告すること
- ⑤(1)の検討委員会において実施する「民間事業者ヒアリング」について、ヒアリング対象者を提案すると共に、発表者と発表内容や日程の調整を行うこと。

（３）沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブの数値目標・進捗評価方法の検討

- ①2040 年度に向けた数値目標の案について検討委員会に提案すること。
- ②また、イニシアティブ策定時から、以下のような状況変化が起きているため、策定時に設定した進捗評価方法に課題が生じている。
 - ア 自家消費型太陽光発電の普及拡大
 - イ 第三者所有モデル方式の太陽光発電の事業拡大
 - ウ その他統計データの精査等により判明した課題等これらの課題に対応するため、イニシアティブの進捗評価方法についても再検討する必要がある。これについて案を作成し、本県と協議すると共に、（１）の検討委員会に提案すること。
- ③①②について、検討委員会の意見を反映し、最終的に数値目標・進捗方法を検証可能なものとして整理すること。

（４）沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ改定の事務局案作成の支援

- ①国の「第７次エネルギー基本計画」等に対応し、エネルギーを取り巻く状況の変化を踏

まえた上で、2040 年度に向けた本県の政策の方向性を示すための、イニシアティブの改定について、検討委員会で検討するための事務局案の作成を支援すること。

- ②企画提案者は次のイニシアティブ各章について、3. 事業目的 を踏まえ、全面的な改定も視野に入れて、どのような改定が必要になる見込みであるか、提案書の中で提案すること。

1 章：基本的事項－趣旨、対象期間、位置づけ

2 章：策定の背景－世界情勢、国の動向

3 章：県のエネルギー動向－供給量、ポテンシャル、消費量、地域における取組

4 章：全計画の成果と課題－アクションプランの成果、数値目標の進捗状況、課題

5 章：将来像と目標－将来像、基本目標、数値目標

6 章：アクションプラン(重点プロジェクト、チャレンジプロジェクト)各主体の役割

7 章：イニシアティブの推進－推進体制、進捗把握指標

- ③事務局案の中には、2040 年度のエネルギーの目標について、複数のシナリオに基づいた目標設定の案を作成すること。

- ④委員会での事務局案への指摘を受けて、その修正の検討や修正作業の支援を行うこと。

(5) 沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ改定案のパブリックコメントの支援

- ①検討委員会、県内部の調整を経た後、修正意見等を反映した上でパブリックコメントを実施する予定であるが、この実施に向けて支援すること。

- ②パブリックコメント案の作成、寄せられた意見の整理や回答、反映について支援すること。

- ③パブリックコメントの内容をまとめ、検討委員会及び県内部に報告できるよう整えること。

(6) 沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ改定作業の支援

- ①パブリックコメント、検討委員会を経て、改定の案の修正を行い、イニシアティブの改定に向け、その支援を行うこと。

- ②改定にあたり必要な資料（趣旨、概要、新旧対照表、根拠資料等）の作成、整理を支援すること。

- ③改定後の冊子を作成し、配布について支援すること。

- ④契約期間内に修正がある場合は、正誤表の作成や送付について支援すること。

(7) 報告書の作成

- (1) ～ (6) の業務の実施結果をまとめた報告書を作成すること。

(8) その他

上記の他、事業目的に沿い、事業の効果を高めると考えられる事項については、委託料の上限額の範囲内で提案することができる。

5. 進捗報告及び業務の打ち合わせ

業務受託者は、契約期間内に月に1度、進捗状況（委託費の執行状況報告も含む）等を商工労働部産業政策課へ報告する。報告は原則会議方式（Web 会議でもよい）とするが、予め本県と協議した場合は書面で報告を行うことができる。

これに加えて、商工労働部産業政策課と打合せ（Web 会議でもよい）を実施する。

6. 成果指標・活動指標

(1) 成果指標

本事業は、国の「第7次エネルギー基本計画」に対応するためにイニシアティブの改定を行うものである。したがって成果指標は以下のとおりとする。

【本事業の成果指標】

イニシアティブ改定案の策定

※改定版の適用時期や公開時期については今後県により決定される。

(2) 活動指標

①検討委員会の開催 4回

（やむを得ない事情により書面開催になった場合はそれも開催数に含む）

②これまでのイニシアティブに関する取組を総括した資料の作成

③本県との業務打合せ 12回以上

7. 成果物の提出

下記成果物を契約期間内に沖縄県商工労働部産業政策課へ提出する。

(1) 報告書 正副2部

(2) イニシアティブ改定版 冊子 200部

(3) 改定版概要資料、新旧対照表、根拠資料等 1部

(4) 委員会資料(検討段階の案等含む) 1部

(5) 議事録等 1部

(6) (1)～(5)の電子データ（PDF 形式及び編集可能な形式にて電子媒体に保存の上、提出）

※成果品については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。なお、成果物の中にオープンデータとして適さない情報が含まれる場合は、予め県と協議してこれを対象外とすることができる。

- ①本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、図・表等の集計前の Excel や CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））等も併せて提出すること。
- ※構造化とは、Excel や CSV ファイルにある「列」や「行」の概念によって、どこにどのようなデータがあるか整理された状態のこと。
- ②PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること（単なるスキャンデータや画像形式等、文字認識ができないファイルはオープンデータには不向きのため、必ず文字認識ができるデータ形式にて納品されるようにすること。）。
- また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
- ③外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。
- ※成果品に係る著作権者人格権を行使しないこと。
- ※成果品の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

8. 再委託に関する事項

（1）一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

＜契約の主たる部分＞

- ・契約金額の 50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

（2）再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

（3）再委託の範囲

受託者は、本委託契約の履行にあたり、第三者に委任し、又は請け負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとし、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせる時はこの限りではない。

＜再委託ができる業務の範囲＞

- ・ アンケート実施に係る業務（調査票の配布・回収など）
- ・ 信用調査会社等からの企業データ購入及び関連する分析業務

＜その他、簡易な業務＞

- ・ 資料の収集・整理
- ・ 複写・印刷・製本（デザイン構成含む）
- ・ 原稿・データの入力及び集計

9. 対象経費

（１）経費の内容

対象経費については、「令和７年度「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ改定業務」 委託業務 委託費積算基準」〔別紙１〕のとおりとする。

（２）経費処理について

別途定める「令和７年度「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ改定業務」 委託業務経理処理手引き」により、節減に努めつつ、効率的に業務を実施し、適正に経理処理を行うこと。

10. 連絡体制

受託者は、本事業の実施にあたって、専任の担当者を置くこととし、円滑な調整が図れる体制を確保するものとする。

11. その他

- （１）事業運営に係る組織体制については、沖縄振興についての専門的な観点からの客観的かつ合理的な分析が可能な組織体制とすること。
- （２）事業の実施にあたっては、県担当者や担当部局との情報共有、意見交換を適宜実施すること。
- （３）採用された企画提案については、実施段階において、予算や諸事情により変更を協議することがある。
- （４）本業務で取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用しないこと。
- （５）委託業務の実施により取得した著作権等については、沖縄県に帰属する。ただし、本委託の実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。
- （６）本仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者の協議により決定する。

令和 7 年度「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ改定業務」

委託業務 委託費積算基準

1 委託費の範囲

経費算定の対象とする支出額は、委託期間内に発生し、かつ原則として委託期間内に支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。

2 経費区分

本事業で計上できる経費は以下の通りとする。

経費項目	内容
I 直接人件費	
① 人件費	業務に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 (正規雇用者と同等以上または一定の経験がある者を臨時雇用する場合は人件費に計上し、業務に必要な業務補助を行う補助員(アルバイト等)の賃金は事業費に計上すること。)
II 事業費	
① 補助員人件費	業務を行うために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
② 旅費	委託業務を実施するため特に必要とした旅費、滞在費、交通費
③ 謝金	事業を行うために必要な謝金(会議・委員会・シンポジウム・セミナー等に出席した外部専門家等に対する謝金等)
④ 使用料及び賃借料	委託業務の遂行に必要なパソコン等のリース料、必要な会議、委員会、シンポジウム、セミナー等開催に要する経費
⑤ 消耗品費	業務を行うために必要な物品であって備品に属さないもの(ただし、本事業のみで使用されることが確認できるもの)の購入に要する経費
⑥ 印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
⑦ 通信運搬費	業務を行うために必要な郵送、運送、通信・電話料等に係る経費
⑧ その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
III 一般管理費	業務を行うために必要な経費であって、本事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費 ((I. 人件費 + II. 事業費) × 10/100 以内で計上する(小数点以下切り捨て)) ※ IV 再委託費に係る経費は除く
IV 再委託費 (外注費)	沖縄県との取り決めにおいて、受託事業者が本事業の一部を他者に行わせる(委任、準委任及び外注(請負契約)する)ために必要な経費 ※当該経費の算定にあたっては、上記 I、II の項目に準じて行う
V 消費税及び 地方消費税	上記 I ～ IV の項目は、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税率を乗じて得た額を計上(小数点以下切り捨て)